

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）

議 会 議 案

自 議案第 89 号

至 議案第 95 号

令和 8 年 9 月 1 日

加 古 川 市

目 次

議案第 8 9 号	市有財産処分のこと	3
議案第 9 0 号	字の区域の変更のこと	7
議案第 9 1 号	字の区域の変更及び字の廃止のこと	15
議案第 9 2 号	尾上公園整備工事請負契約締結のこと	20
議案第 9 3 号	別府駅前広場整備工事請負契約締結のこと	28
議案第 9 4 号	ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事請負契約 締結のこと	34
議案第 9 5 号	(仮称)加古川市学びの多様化学校新築工事請負契約締結 のこと	40

市有財産処分のこと

下記の土地を処分することについて、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 物件の表示 | 別紙のとおり |
| 2 | 処分予定価格 | 2, 416, 988, 000 円 |
| 3 | 処分の相手方 | 姫路市南駅前町 26 番地
大和ハウス工業株式会社姫路支店
支配人 田中 清彦 |

別 紙

1 土地

所在地	地目	地積 (㎡)
加古川市野口町長砂字金吉 707番 4	宅地	16,130.46
加古川市野口町長砂字トンデ 774番 5	宅地	17,483.21
加古川市野口町長砂字白塚 794番 2	宅地	5,781.69
加古川市野口町長砂字種塚 902番 3	宅地	1,441.10
加古川市野口町長砂字種塚 902番 4	宅地	1,180.24

◎参 考

処 分 す る 財 産



処 分 予 定 地



付 近 見 取 図

縮 尺 1/3,500

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(7) …………… (省 略)

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) …………… (省 略)

↳

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

字の区域の変更のこと

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく雁戸井地区農地整備事業（経営体育成型）区域内の字の区域の変更を別紙のとおり行う。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
八 幡 町 下 村	前 谷	554の56から554の58まで	八 幡 町 下 村	片 山
	谷 郷 池	560の11		皿 辻
八 幡 町 上 西 条	東 澤	329の3の一部 349の2から349の4までの各一部 358の1から358の4までの各一部 359の1の一部 359の2	八 幡 町 下 村	谷 郷 池
		346の1の一部 346の3の一部		
八 幡 町 下 村	皿 辻	543の3の一部 543の4の一部 544の1の一部 544の5の一部	八 幡 町 下 村	
八 幡 町 上 西 条	東 澤	310の10 311の3の一部 311の12 312の6 314の8の一部 315の3の一部 317の3の一部 317の5 318の3の一部 318の6から318の9までの各一部 319の1から319の3まで 320の1から320の4まで 321の1の一部 321の3 322の3 322の4 322の7の一部 322の8 322の9の一部 322の10の一部 323の3の一部 323の7の一部 323の8 323の9の一部 323の10の一部 324の6の一部 327の1の一部 327の4 327の5の一部 331の3 331の4の一部 331の5の一部 337の1の一部 337の2の一部 353の1の一部 353の2の一部 353の5の一部	八 幡 町 上 西 条	天 王 山
八 幡 町 下 村	谷 郷 池	580の一部 581の一部 582の一部	八 幡 町 上 西 条	東 澤
	皿 辻	528の2の一部 533の一部 534の一部 535 536の1の一部 536の2の一部 536の3 537の3 538の1 538の3 541の4の一部 541の5の一部		

八幡町 上西条	天王山	306の91の一部 306の96の一部 306の97の一部 306の99の一部 306の102の一部 306の103の一部 306の270 306の307 306の321から306の323まで 306の324の一部 306の325 306の326の一部 306の330		
	大熊山	391の9の一部 391の35の一部 391の40の一部 391の41の一部 391の42から391の45まで 391の47 391の63 392の11の一部 393の18の一部		
	天王山	306の84 306の85から306の87までの各一部 306の88 306の90 306の91の一部 306の101の一部 306の197から306の200までの各一部 306の268 306の269の一部		
	東澤	353の1の一部 353の2の一部 380の一部 381の1の一部 381の2の一部 383の1の一部 383の2の一部 383の5の一部	八幡町 上西条	明神
	大熊山	391の1の一部 391の2 391の3 391の8 391の9の一部 391の36から391の39までの各一部 391の49 391の54 391の55 391の57から391の60まで 391の61の一部 391の62の一部 392の33の一部 393の18の一部		
	高岡	397の19 397の127 397の128 397の150から397の153まで 397の181から397の188まで 1180の3の一部 1187の1の一部 1190の一部 1190の1の一部		
	東澤	372の1の一部	八幡町 上西条	大熊山
	明神	390の1の一部 390の2の一部	八幡町 上西条	高岡
	大熊山	391の1の一部		

		391の36から391の38までの各一部 391の61の一部 391の62の一部 392の29から392の35までの各一部 393の15の一部 393の17の一部 393の18の一部 394の16から394の18までの各一部 395の7の一部		
	上 村 池	492の一部	八 幡 町 上 西 条	播 磨 堂
	池 ノ 尻	467の1から467の10まで 467の56 467の57 467の73	八 幡 町 上 西 条	上 村
八 幡 町 中 西 条	蛭 田 ノ 上	1099の12の一部 1099の13の一部 1099の23から1099の25までの各一部		
八 幡 町 上 西 条	池 ノ 向	429の1から429の4まで 429の16 429の17	八 幡 町 上 西 条	狭 谷
	播 磨 堂	473の一部 477の7の一部	八 幡 町 中 西 条	高 岡
八 幡 町 中 西 条	東 沢	1127の2の一部		
	上 浦	1102の3の一部	八 幡 町 中 西 条	切 池
	東 沢	1116の1から1116の4までの各一部 1117の1の一部 1117の2の一部 1136の2の一部 1139の1の一部		
	広 畑	1077の9から1077の11までの各一部 1078の9から1078の11までの各一部 1078の14の一部		
八 幡 町 上 西 条	上 村	510の1の一部 510の2の一部	八 幡 町 中 西 条	蛭 田 ノ 上
		494の一部 500の3の一部 500の4の一部 501の1の一部 501の3から501の5までの各一部 501の6	八 幡 町 中 西 条	上 浦

八幡町 中西条	切池	1020の273の一部	八幡町 中西条	東沢
	東沢	1116の4の一部 1116の5の一部		
八幡町 上西条	播磨堂	477の2の一部 477の4から477の7までの各一部 478の3から478の7までの各一部 484の1から484の3までの各一部 491の1の一部		
八幡町 中西条	上浦	1102の3の一部 1112の一部 1113の1の一部 1113の2の一部 1113の3 1113の4の一部 1113の5 1115の1の一部 1115の2		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。 また、大字八幡町中西条字蛭田ノ上1099の2に隣接する道路及び1099の2の地先の水路である公有地の全部は、大字八幡町中西条字上浦に編入する。				

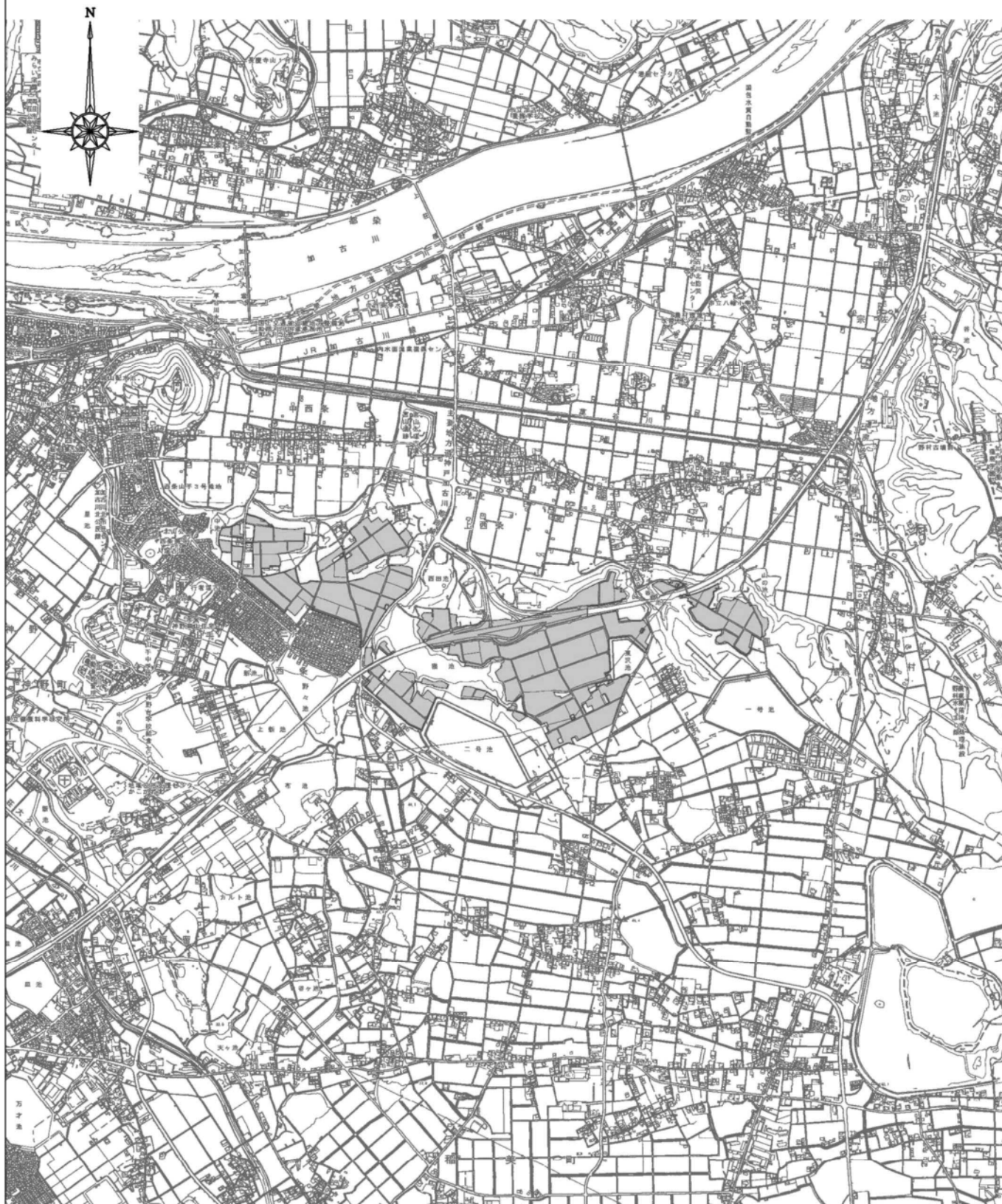
備考 地番は、令和7年9月25日現在の地番である。

雁戸井地区 農地整備事業（経営体育成型）

施 行 位 置 図

縮 尺

1/25,000

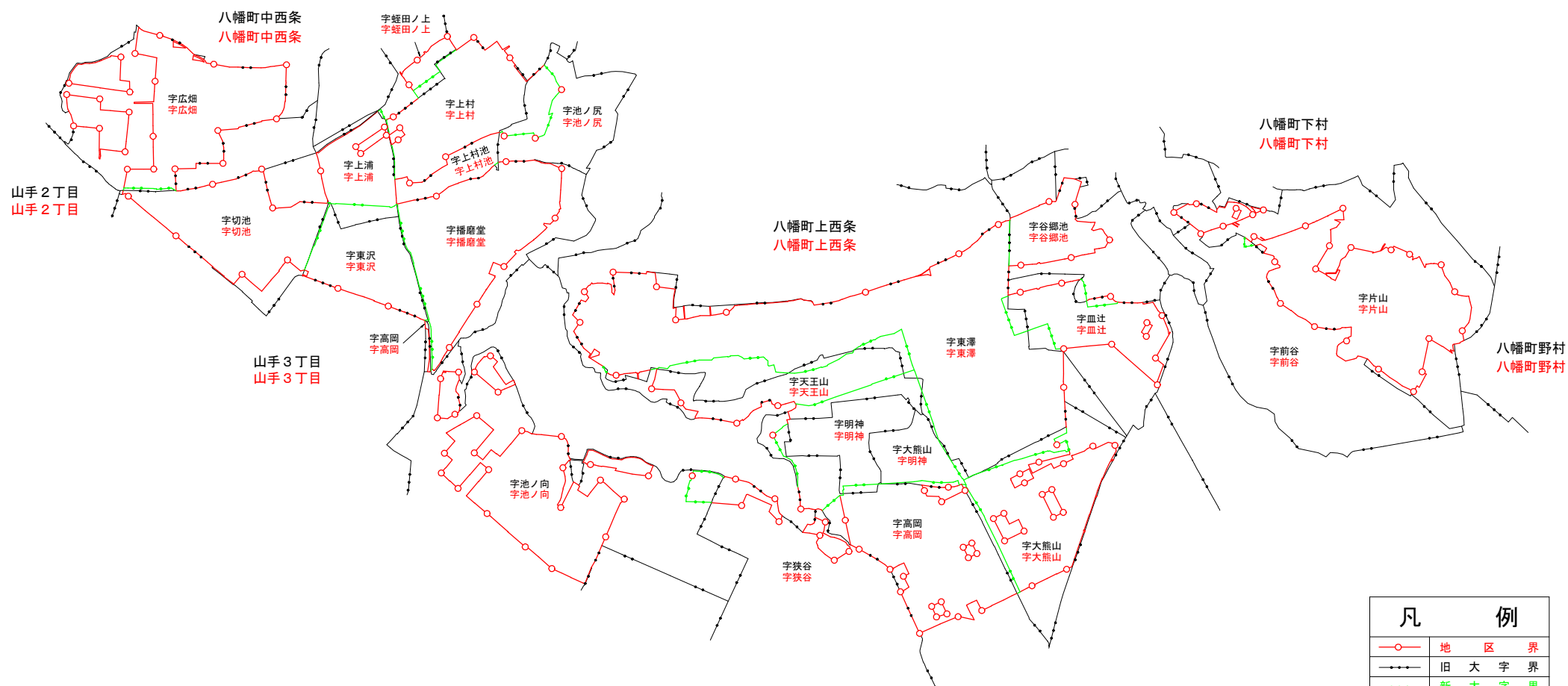
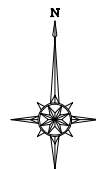


凡 例

字界変更地区

雁戸井地区 農地整備事業(経営体育成型)
字 界 変 更 図

縮	尺
1	7,000



凡		例	
—○—	地	区	界
—●—●—	旧	大	字
—●—●—	新	大	字
—●—●—	旧	字	界
—●—●—	新	字	界
黑	字	旧	字
赤	字	新	字

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

字の区域の変更及び字の廃止のこと

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、土地区画
整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）に基づく加古川市間形土地区画整理事業区域内
の字の区域の変更及び字の廃止を別紙のとおり行う。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
加古川町 美乃利	深 田	171の1 171の2 172の1 172の2 173の1から173の4まで 173の6 174 175の1から175の3まで 176の1 176の2 177の1から177の3まで 178の1から178の3まで 179の1 179の2 180 181の1から181の9まで 182の1から182の5まで 183の1から183の4まで 184の1 184の2 185 186の1 186の2 187の1 187の2 188の1 188の2 189の1 189の2 190 191の1から191の3まで 191の5 192の3 192の4 193の1 193の2 194の1から194の4まで 195の1 195の2 196の1 196の2 197の1から197の4まで 198の1から198の3まで 199 200の1 200の2 200の7から200の10まで 201の1から201の3まで 202の1から202の5まで 203の1から203の5まで 204の1から204の7まで 205の1から205の3まで 206の4 207の1 207の2 207の4 208の1 208の2	加古川町 美乃利
	花 田	209の1 209の2 209の4から209の7まで 210の1から210の6まで 211 212の1から212の3まで 213の1 213の2 214の1から214の3まで 215の1から215の3まで 216 217の1から217の3まで 218の1 218の2 219 220の1 220の2 221の1から221の8まで 222の1から222の4まで 223 225の1 225の2 226	

鴨ノ巣	227の1から227の4まで 228の1から228の3まで 229の1から229の8まで 230の1から230の3まで 230の7から230の9まで 231の1から231の4まで 232の1 232の2 233の1から233の5まで 234の1から234の5まで
金 塚	235の1から235の3まで 235の5 239の4 240の1 240の3 240の4 241の1 241の5 242の1 242の5 243の2 243の9 244の1 244の5 244の6
郷ノ上	284の6から284の8まで
石ヶ坪	327の4 327の5

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は変更後の区域に編入する。

また、大字加古川町美乃利字深田204の2の地先の大字加古川町美乃利字石ヶ坪の道路である公有地の一部、大字加古川町美乃利字深田171の2、172の2、175の2、176の2、177の2、178の2、179の2、184の2、185、186の2、187の2、188の2、189の2、194の2、195の2、200の2、201の2、204の2の地先の大字加古川町美乃利字見田の道路である公有地の全部、大字加古川町美乃利字深田171の2、172の2、175の2、176の2、177の2、178の2、179の2、184の2、185、186の2、187の2、188の2、189の2、194の2、195の2、200の2、201の2、204の2の地先の大字加古川町美乃利字深田の水路である公有地の全部は大字加古川町美乃利に編入する。

備考 地番は、令和8年5月19日現在の地番である。

加古川市間形土地地区画整理事業

施 行 位 置 図

縮 尺

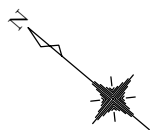
1/10,000



加古川市間形土地区画整理事業 字 界 変 更 図

縮 尺

1/2,000



凡 例	
	旧 大 字 界
	旧 字 界
	新 大 字 界
	新 字 界
黒字	旧 字 名
赤字	新 字 名
	地 区 界

尾上公園整備工事請負契約締結のこと

尾上公園整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 尾上公園整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市尾上町池田地内 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 1 0 年 3 月 1 5 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 6 5 5 , 9 0 8 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市平荘町小畑 3 3 8 番地の 1
株式会社福谷建設
代表取締役 福 谷 大 輔 |

7 契 約 保 証 金 6 5 , 5 9 0 , 8 0 0 円

8 支 払 条 件

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和8年度の支払限度額は、171,171,000円とする。

9 そ の 他

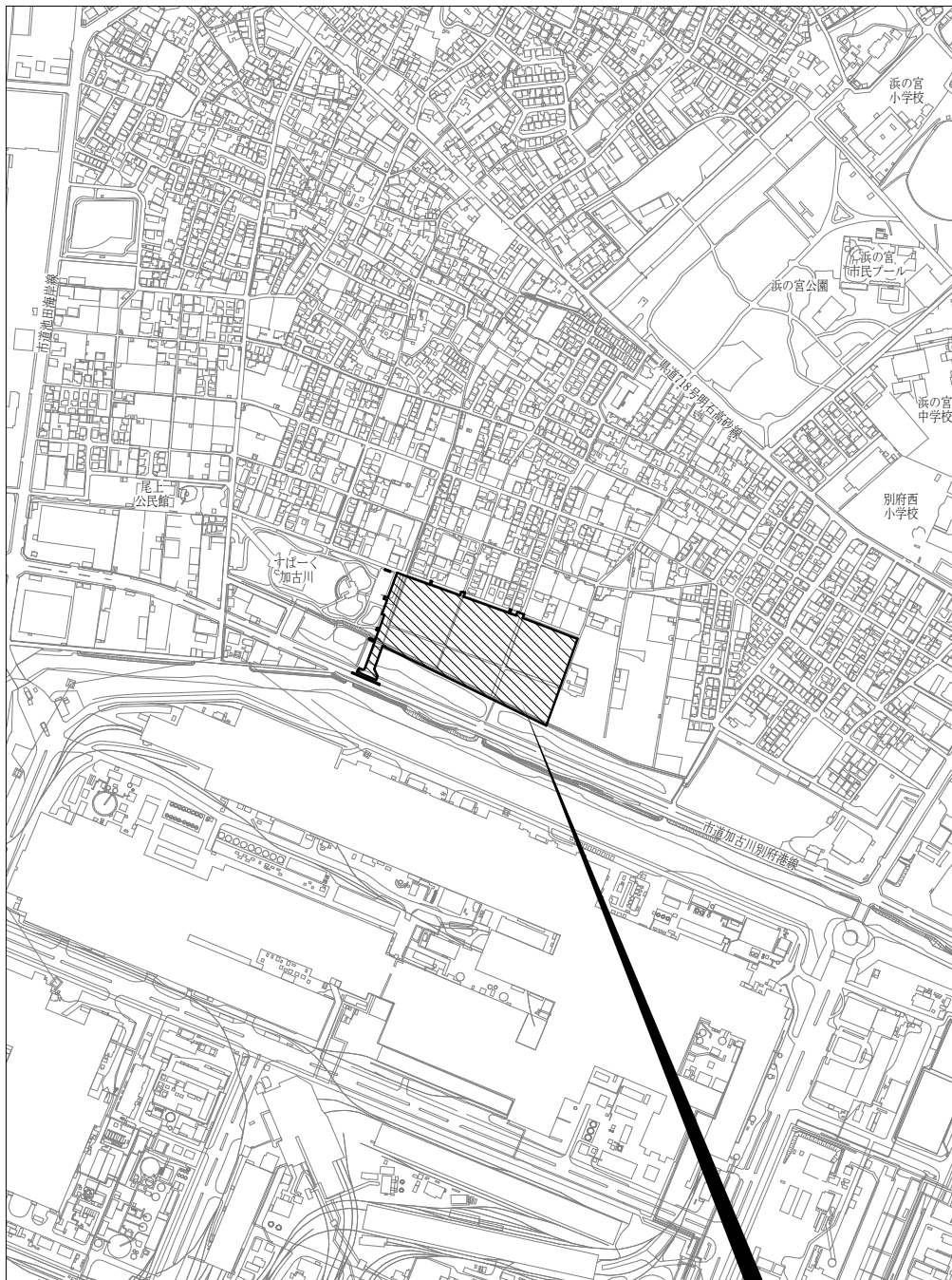
建設工事請負契約書に定めるところによる。

尾上公園整備工事施工内容

工事の種類	工事の内容		
土木工事	植栽工	高木植栽	37本
		中低木植栽	530本
		地被類植栽	6,377㎡
	園路広場整備工	アスファルト舗装	4,256㎡
		コンクリート舗装	2,075㎡
		薄層カラー舗装	439㎡
		平板ブロック舗装	1,040㎡
		ゴムチップ舗装	211㎡
	遊戯施設整備工	幼児用遊具	1式
		健康遊具	1式
	サービス施設整備工	手洗い場	2基
		手足洗い場	1基
		ベンチ・縁台	18基
		案内板・園名板	3基
		標識	4基
	建築施設組立設置工	パーゴラ	5基
		トイレ	1式
	グラウンド・コート 舗装工	クレイ舗装	15,750㎡
	グラウンド・コート 施設整備工	防球フェンス	546m

◎参 考

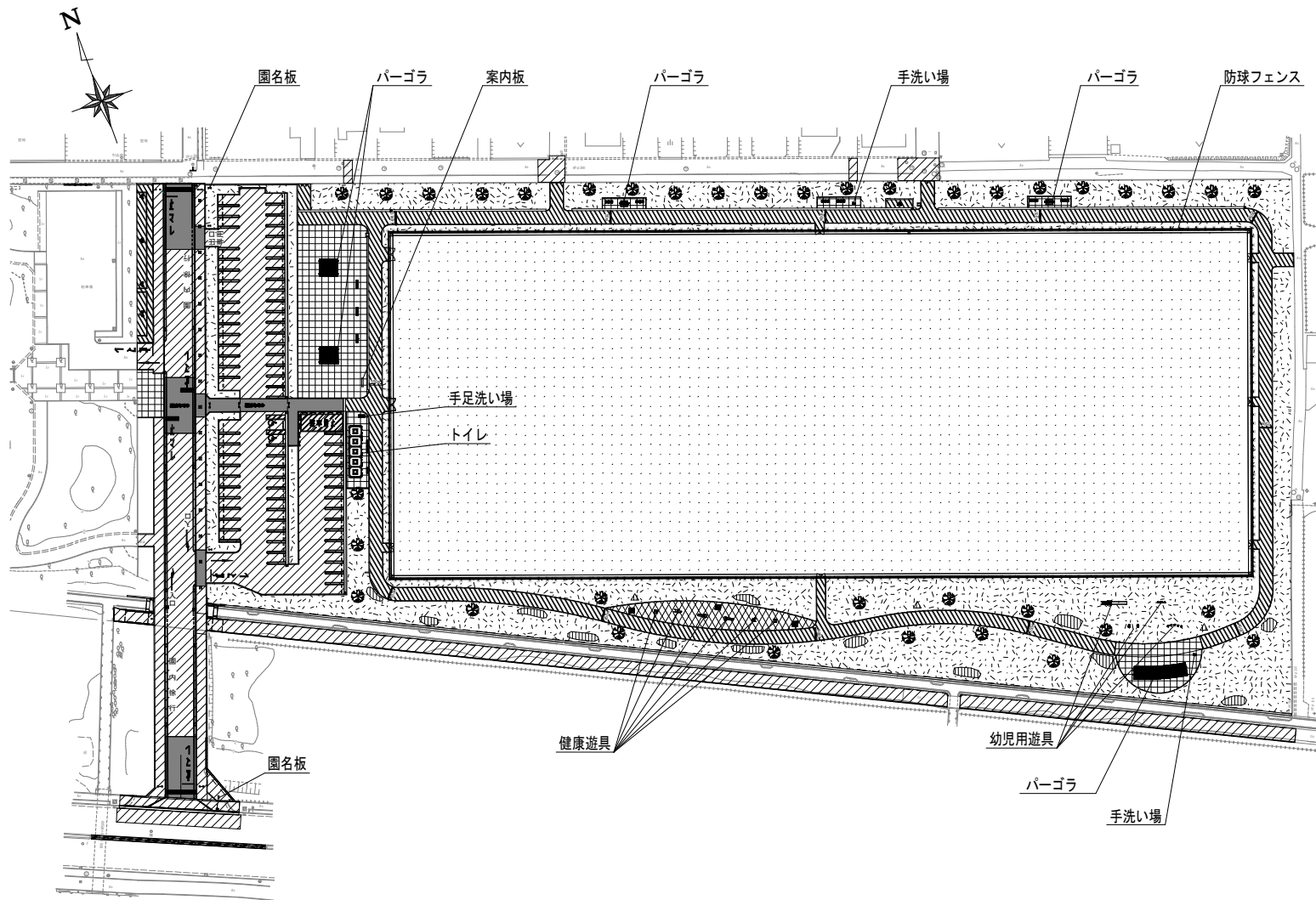
尾上公園整備工事



当該事業区域

付近見取図

縮尺1/10,000



植 栽 工 凡 例	
	高木植栽
	中低木植栽
	地被類植栽

園路広場整備工 凡 例	
	アスファルト舗装
	コンクリート舗装
	薄層カラー舗装
	平板ブロック舗装
	ゴムチップ舗装

グラウンド・コート 舗装工 凡 例	
	クレイ舗装

平 面 図	縮尺1/1,500
-------	-----------

◎参 考

工 事 名	尾上公園整備工事
落 札 者	株式会社福谷建設
落 札 金 額	6 5 5, 9 0 8, 0 0 0 円
入 札 日	令和8年8月7日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	歩信栄建設株式会社	596, 300, 000 円	
2	株式会社大林	600, 204, 000 円	
3	大廣建設株式会社	594, 618, 000 円	失 格
4	株式会社加古川組	594, 900, 000 円	失 格
5	株式会社共友建設	589, 573, 000 円	失 格
6	弘和建設株式会社	594, 950, 000 円	失 格
7	有限会社大輪	593, 593, 000 円	失 格
8	株式会社田口建設	597, 890, 000 円	
9	株式会社タケダ	594, 970, 000 円	失 格
1 0	建部工業株式会社	598, 500, 000 円	
1 1	株式会社田中建設	604, 402, 000 円	
1 2	株式会社兵庫建設	589, 997, 900 円	失 格
1 3	株式会社福谷建設	596, 280, 000 円	落 札
1 4	株式会社富士土木興業	589, 900, 000 円	失 格
1 5	細川建設株式会社	610, 000, 000 円	
1 6	前川建設株式会社	597, 800, 000 円	
1 7	株式会社松本工務店	594, 781, 000 円	失 格
1 8	株式会社マルヤマ建設	593, 982, 000 円	失 格
1 9	三宅建設株式会社	608, 450, 000 円	
2 0	株式会社モノポリス森下組	593, 210, 000 円	失 格

予 定 価 格	747, 221, 200円
予 定 価 格（入札書比較価格）	679, 292, 000円
低 入 札 基 準 価 格	622, 780, 200円
最 低 制 限 価 格	595, 713, 666円

（備考）予定価格（入札書比較価格）、低入札基準価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(4) …………… (省 略)

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) …………… (省 略)

↳

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

別府駅前広場整備工事請負契約締結のこと

別府駅前広場整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 別府駅前広場整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市別府町別府・朝日町地内 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 1 0 年 3 月 1 5 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 9 1 , 6 2 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市別府町新野辺新堀通 1 2 7 4 番地の 1
建部工業株式会社
代表取締役社長 建 部 徹 |
| 7 | 契約保証金 | 1 9 , 1 6 2 , 0 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ
きる。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中5回を超えることがで
きない。

(4) 令和8年度の支払限度額は、68,904,000円とする。

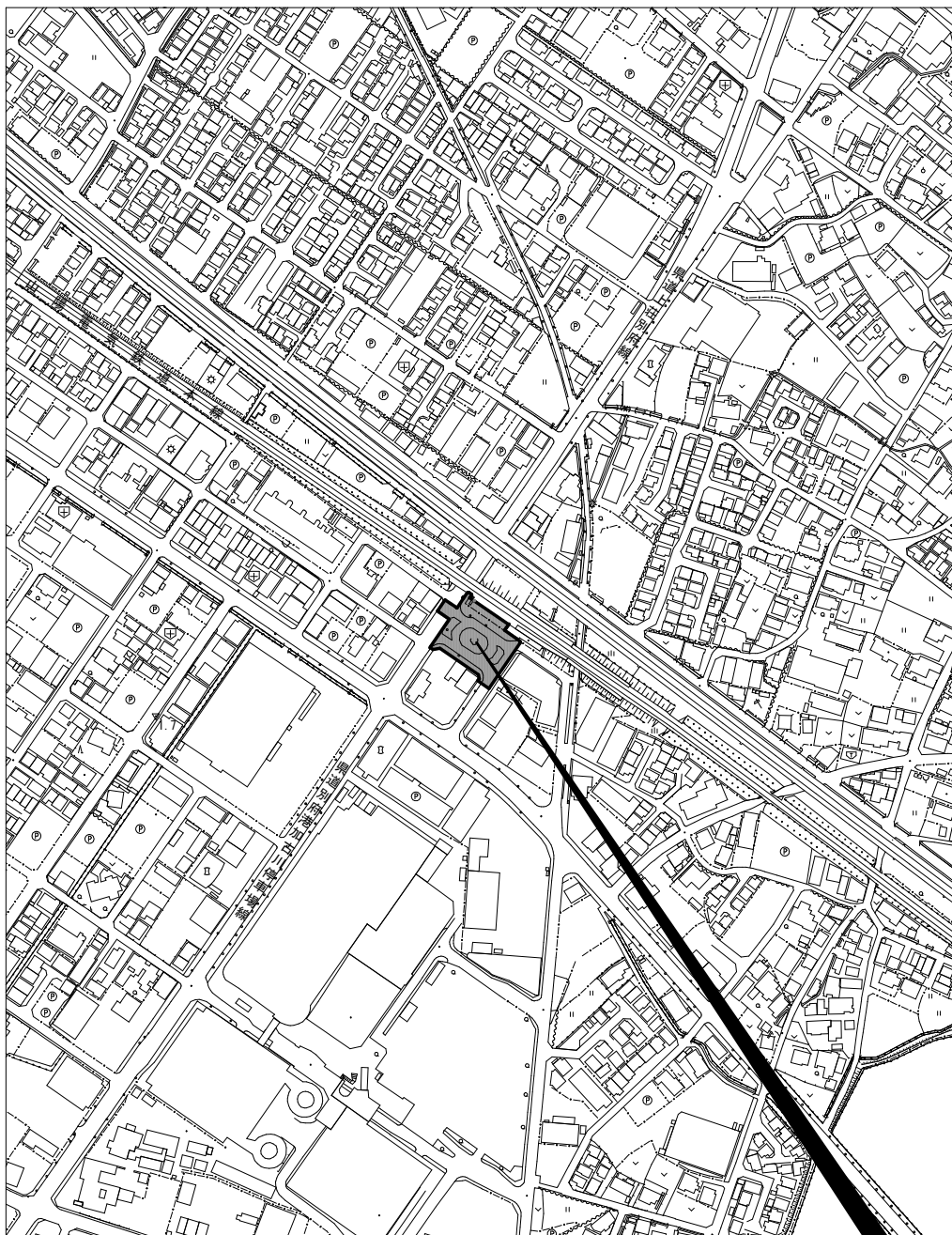
9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

別府駅前広場整備工事施工内容

工事の種類	工事の内容	
土木工事	道路土工	1 式
	擁壁工	1 式
	排水構造物工	1 式
	舗装工	1 式
	アスファルト舗装	1, 1 4 1 m ²
	カラー舗装	1 2 5 m ²
	ブロック舗装	6 3 5 m ²
	コンクリート舗装	4 5 m ²
	縁石工	1 式
	防護柵工	1 式
	防止柵工	9 9 m
	道路附属施設工	1 式
	座板ベンチ	3 2 m
	ベンチ	4 基
	案内板・標識	1 0 箇所
	区画線工	1 式
	構造物撤去工	1 式
	給水管移設工	1 式
	通路シェルター	2 棟
	電気設備工	1 式
	照明灯	7 基
	仮設工	1 式

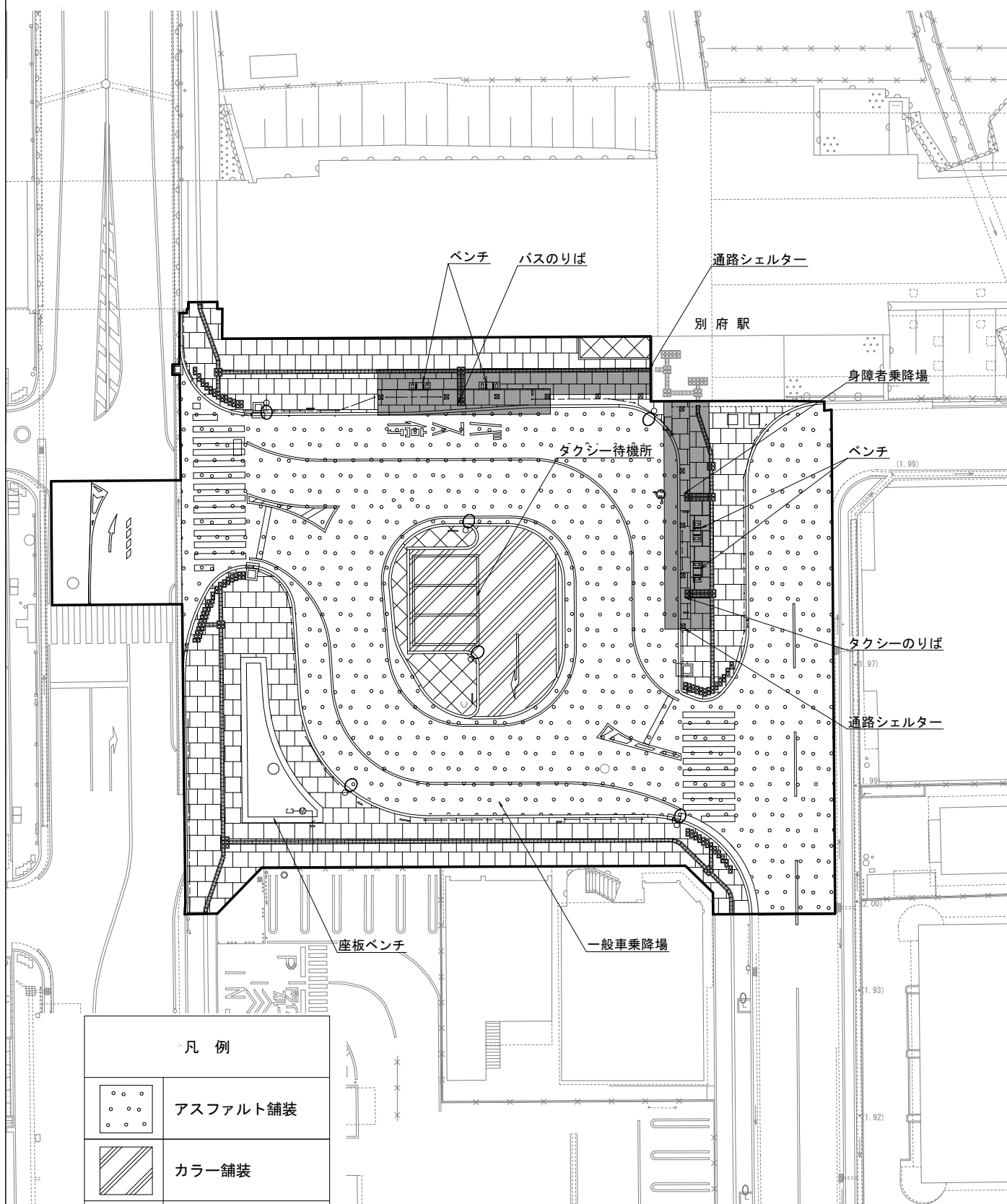
別府駅前広場整備工事



当該事業区域

付近見取図

縮尺1/5,000



凡 例	
	アスファルト舗装
	カラー舗装
	ブロック舗装
	コンクリート舗装

平面図 縮尺 1 / 150

◎参 考

工 事 名	別府駅前広場整備工事
落 札 者	建部工業株式会社
落 札 金 額	1 9 1 , 6 2 0 , 0 0 0 円
入 札 日	令和8年8月7日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	歩信栄建設株式会社	171,600,000 円	失 格
2	大廣建設株式会社	172,440,000 円	失 格
3	弘和建设株式会社	170,950,000 円	失 格
4	株式会社タケダ	172,400,000 円	失 格
5	建部工業株式会社	174,200,000 円	落 札
6	株式会社兵庫建設	176,008,200 円	
7	株式会社福谷建設	171,990,000 円	失 格
8	株式会社富士土木興業	176,000,000 円	
9	前川建設株式会社	171,000,000 円	失 格
1 0	三宅建設株式会社	176,500,000 円	
1 1	株式会社モノポリス森下組	171,750,000 円	失 格

予 定 価 格	215,105,000円
予 定 価 格 (入札書比較価格)	195,550,000円
低 入 札 基 準 価 格	177,632,600円
最 低 制 限 価 格	172,911,428円

(備考) 予定価格 (入札書比較価格)、低入札基準価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事請負契約締結のこと

ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市東神吉町天下原 3 7 0 番地 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 9 年 7 月 3 0 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 5 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 加古川市野口町二屋 3 3 6 番地
株式会社松本工務店
代表取締役社長 松 本 直 樹 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 1 5 , 1 8 0 , 0 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | (1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。
(2) 請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。 |

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中3回を超えることができない。

(4) 令和8年度の支払限度額は、81,972,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

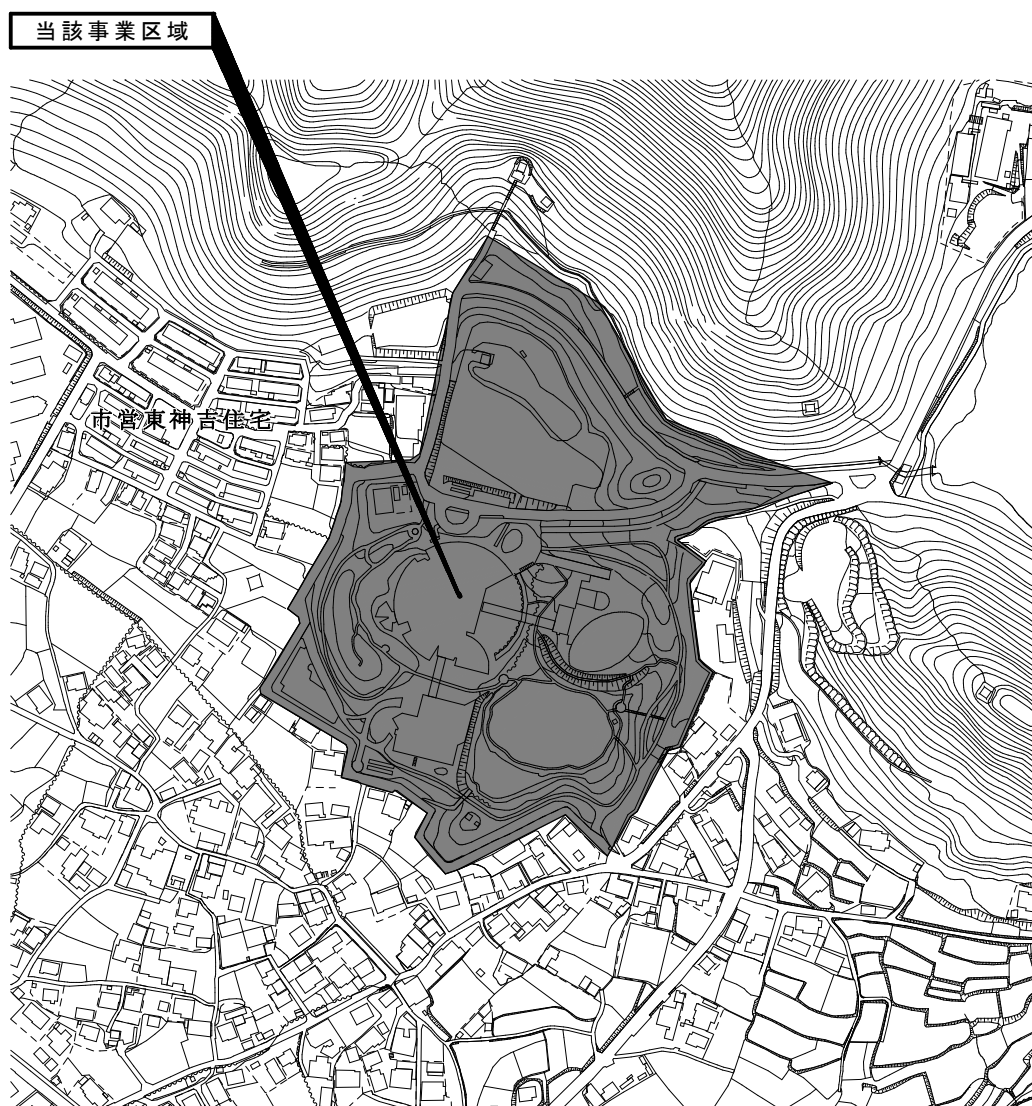
ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事施工内容

工事の種類	工事の内容
1 建具改修	ウェルネス棟の建具劣化部改修
2 内装改修	ウェルネス棟のプール・スパゾーン天井改修、床石滑り止め加工、壁・床浮き補修、サウナ内装全面改修
3 塗装改修	ウェルネス棟の内部壁・鉄部の塗替
4 防水改修	ウェルネス棟及び図書館棟の屋上防水一部改修
5 外構改修	雨水会所改修、植栽一部撤去

ウェルネスパーク建物概要（ウェルネス棟・図書館棟）

	構造	階数	建築面積 (㎡)	床面積			備考 (改修対象室名)
				階別	面積 (㎡)	計 (㎡)	
ウェルネス棟	鉄筋コン クリート 造一部鉄 骨造一部 プレスト レストコ ンクリー ト造	地下 1 階 地上 2 階	4, 045. 73	地下 1	485. 81	5, 666. 26	
				1	3, 232. 31		プール・スパゾーン、浴室（2 室）、サウナ（4 室）、脱衣室 （2 室）、シャワー室（2 室）、 シャワー室前室（2 室）、パウ ダールーム（2 室）、ロッカー 室（2 室）、スタッフルーム、 休憩室（2 室）、シューズロッ カー（2 室）、トイレ（4 室）、 物入（2 室）
				2	1, 948. 14		風除室、事務室、トイレ（2 室）、 食品庫、警備員室、廊下、会議 室、湯沸室、休憩室、キッズル ーム
図書館棟	鉄筋コン クリート 造一部鉄 骨造一部 プレスト レストコ ンクリー ト造	地下 1 階 地上 2 階	1, 562. 23	地下 1	150. 00	1, 989. 73	
				1	1, 487. 96		
				2	351. 77		
合計			5, 607. 96			7, 655. 99	

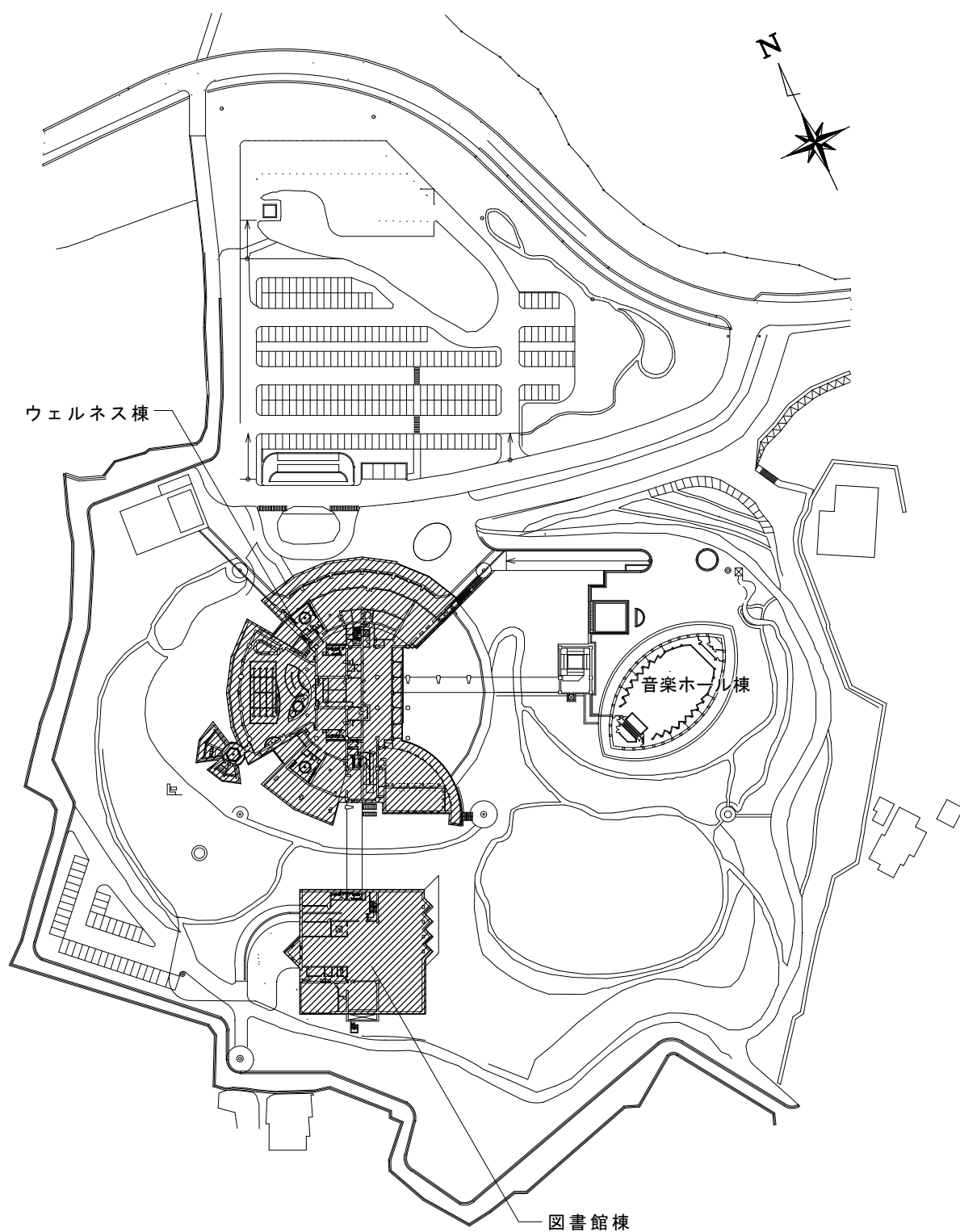
ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事



付近見取図

縮尺 1/5,000

◎参 考



凡 例	
	改 修 建 物

建物配置図	縮尺 1/2,000
-------	------------

◎参 考

工 事 名	ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修工事
落 札 者	株式会社松本工務店
落 札 金 額	151,800,000円
入 札 日	令和8年8月7日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	歩信栄建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
2	大成工材株式会社	予定価格の 85%未満により無効	
3	株式会社ビリーブ	141,900,000 円	
4	株式会社松本工務店	138,000,000 円	落 札
5	株式会社三島塗建工業	予定価格の 85%未満により無効	

予 定 価 格	174,790,000円
予 定 価 格 (入札書比較価格)	158,900,000円
低 入 札 基 準 価 格	146,188,000円

(備考) 予定価格(入札書比較価格)及び低入札基準価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

(仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事請負契約締結のこと

(仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工 事 名 (仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事

2 工 事 場 所 加古川市加古川町北在家 2 6 0 4 番地外

3 工 期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 1 0 年 2 月 2 9 日

4 請 負 金 額 3 8 7, 2 0 0, 0 0 0 円

5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年

6 契約の相手方 加古川市野口町二屋 3 3 6 番地

株式会社松本工務店

代表取締役社長 松 本 直 樹

7 契約保証金 3 8, 7 2 0, 0 0 0 円

8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中5回を超えることができない。

(4) 令和8年度の支払限度額は、3,465,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

(仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事施工内容

1 建築主体工事

	構造	階数	建築面積 (㎡)	床面積			室内容
				階別	面積 (㎡)	計 (㎡)	
校舎	鉄骨造	地上 1 階	702.36	1	693.86	693.86	教室 (3 室)、相談室、保健室、倉庫 (3 室)、職員室、更衣室 (3 室)、トイレ (2 室)、多目的トイレ、前室、配膳室、技能室、体育・表現室、リビングスペース、下足室、廊下
駐輪場	アルミ造	地上 1 階	16.63	1	35.95	35.95	駐輪場 3 棟
合計			718.99		729.81	729.81	

※プレハブメーカー等によって規格が異なるため、建築面積及び床面積は実施設計時に変更となる可能性がある。

2 電気設備工事

電灯設備、動力設備、コンセント設備、情報設備、電話設備、テレビ共聴設備、放送設備、インターホン設備、電気錠設備、自動火災報知設備、機械警備設備、太陽光発電設備 1 式

3 機械設備工事

給水設備、排水設備、衛生器具設備、空調設備、換気設備、消火設備 1 式

4 附帯工事

外構整備工事 1 式

◎参 考

(仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事

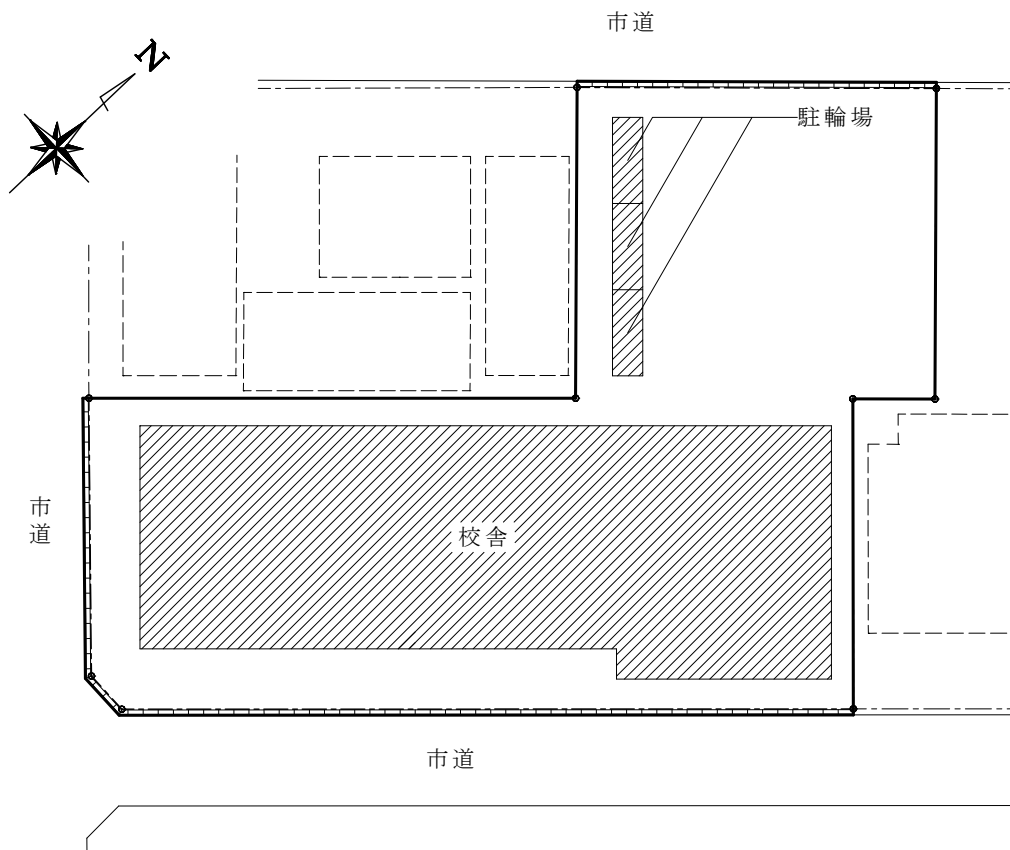


当該事業区域

付近見取図

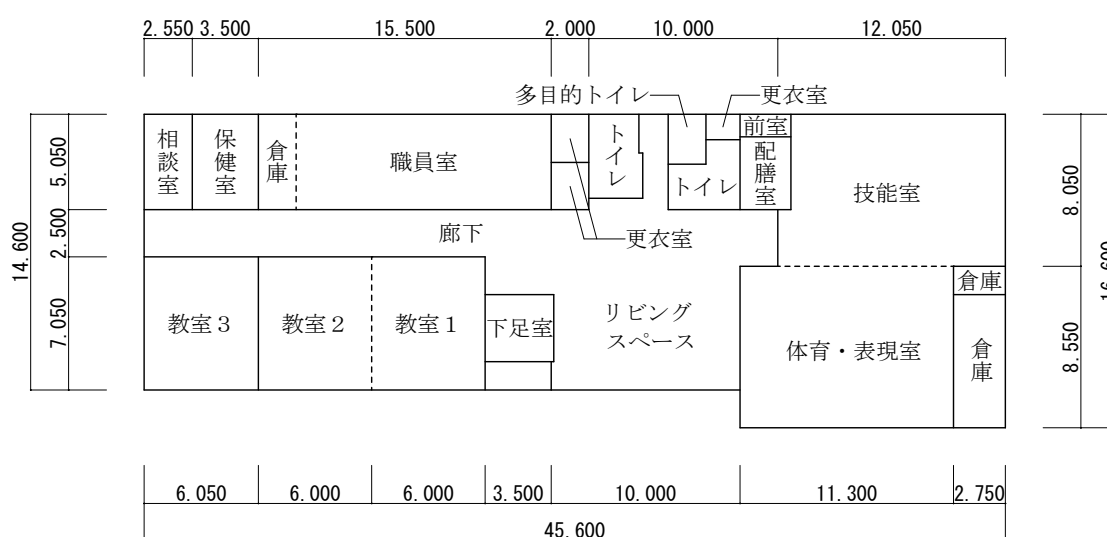
縮尺 1/2,500

◎参 考



凡 例	
	新築建物

建物配置図	縮尺 1/500
-------	----------



平面図	縮尺 1/400	単位(m)
-----	----------	-------

◎参 考

工 事 名	(仮称) 加古川市学びの多様化学校新築工事
落 札 者	株式会社松本工務店
落 札 金 額	387,200,000円
入 札 日	令和8年8月7日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

(備考) 落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果			
番号	入 札 者	入 札 金 額	備 考
1	塩谷建設株式会社	367,800,000円	
2	株式会社松本工務店	352,000,000円	落 札
3	三宅建設株式会社	393,000,000円	
4	八幡建設株式会社	383,000,000円	

予 定 価 格	441,870,000円
予 定 価 格 (入札書比較価格)	401,700,000円
低 入 札 基 準 価 格	369,564,000円

(備考) 予定価格(入札書比較価格)及び低入札基準価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。